

取締役の責任とコンプライアンス

(レジメ作成：川村真文)

取締役の責任	3
1 会社に対する責任	3
1-1 責任原因	3
1-2 責任を負う者	3
1-3 責任の態様	4
1-4 責任の免除	4
1-5 責任の軽減	4
1-5-1 軽減の対象	4
1-5-2 軽減の程度（責任の限度）	4
1-5-3 軽減する方法と要件	4
1-5-4 活用	5
1-6 責任軽減効果を有するその他の方法	5
1-6-1 訴訟上の和解	5
1-6-2 取締役の賠償責任保険	5
2 第三者に対する責任	6
2-1 悪意・重過失による任務懈怠の責任	6
2-1-1 責任原因	6
2-1-2 責任を負う取締役	7
2-1-3 損害賠償請求権の行使	7
2-2 書類の虚偽記載・虚偽登記等の責任	8
取締役の（会社に対する）注意義務	8
1 取締役の一般的な義務・・・善管注意義務	8
1-1 概要	8
1-2 監視義務	9
1-3 リスク管理体制の構築義務	9
1-4 経営判断の原則	10
1-4-1 一般	10
1-4-2 経営判断の過程と内容	11
1-4-3 米国のビジネスジャッジメントルール	12
2 会社と取締役の利益相反行為の規制	13
2-1 競業取引	13
2-2 利益相反取引	14

コンプライアンス（法令遵守）	15
1 コンプライアンスの必要性.....	15
2 米国の制度.....	15
3 具体的手順.....	16
3-1 基本的な考え方.....	16
3-2 行動規範の策定.....	16
3-3 担当者（コンプライアンス・オフィサー）	16
3-4 コンプライアンスに関する情報提供システム	17
3-5 システムの継続的な改善	17
まとめ.....	17

取締役の責任

1 会社に対する責任

1-1 責任原因

	責任	性質	賠償額	免責
1	違法配当・中間配当（商 266 条 1 項 1 号）	無過失責任	違法に配当・分配された額	総株主の同意（商 266 条 5 項）
2	株主権の行使に関する利益供与（商 266 条 1 項 2 号、商特 21 条の 20 第 1 項。）		供与した利益の価額	
3	他の取締役に対する金銭の貸付け（商 266 条 1 項 3 号）		いまだ弁済のない額	
4	取締役と会社との利益相反取引（商 266 条 1 項 4 号）		会社が蒙った損害額	多数決（総株主の 3 分の 2 以上の多数）による免責可（商 266 条 6 項）
5	法令・定款違反（商 266 条 1 項 5 号）	過失責任	会社が蒙った損害額	総株主の同意（商 266 条 5 項）

- ・ 5号の「法令」には、具体的な職務を定めた規定だけでなく一般的な忠実義務や善管注意義務を定めた規定も含まれる。取締役が任務を怠った場合の会社に対する責任は5号ですべて尽くされる。（全ての法令を遵守して経営を行うことは株主の通常合理的な意思ないし期待。）
- ・ 取締役が4号の責任を負う場合、その取締役が商法 265 条 1 項の取引をするにつき故意・過失により善管注意義務・忠実義務に違反した時は5号の責任も負う。多数決で免除できない。
- ・ 266 条 1 項 5 号違反の賠償責任額について、原因事実の一部にしか責任がなく、関与の度合いも限定された取締役については、条件的な因果関係が認められるからといって生じた損害の全額について責任を負わせるのは酷であり、寄与度に応じた因果関係の割合的認定を行うことが合理的であるとして、取締役ごとに寄与度に応じた因果関係の割合的認定を行った責任額を配分した例（東京地判平成 8・6・20）

1-2 責任を負う者

その行為をした取締役自身

その行為が取締役会の決議に基づいてなされた場合、その決議に賛成した取締役も行

為した者とみなされる。(商 266 条 2 項)

1-3 責任の態様

責任を負う取締役が複数いる場合は連帯責任(266 条 1 項)

監査役も責任を負う場合は、監査役も含めて連帯責任(278 条。会計監査人につき特例法 11 条)

1-4 責任の免除

上記 1-1-1 表参照。

1-5 責任の軽減

1-5-1 軽減の対象

取締役・監査役

取締役：法令・定款違反行為(266 条 1 項 5 号)

監査役：任務懈怠全般

1-5-2 軽減の程度(責任の限度)

代表取締役：報酬等の 6 年分

社内の取締役(代表取締役以外)：報酬等の 4 年分

社外取締役：報酬等の 2 年分

監査役：報酬等の 2 年分

1-5-3 軽減する方法と要件

3 種類の方法

株主総会の特別決議(個別案件毎の事後軽減)(商 266 条 7 項)

定款規定 + 取締役会決議(取締役会への事前授權)(商 266 条 12 項)

定款規定 + 社外取締役との責任限定契約(商 266 条 19 項)

要件等：

株主総会特別決議	取締役会決議	責任限定契約
善意無重過失 議案提出に監査役全 員の同意 総会での開示義務 ・ 責任原因事実及 び賠償の責に任	定款規定(定款変更に監 査役全員の同意) 善意無重過失 責任の原因たる事実の 内容、その取締役の職務 遂行の状況その他の事	定款規定(定款変更に監 査役全員の同意) 責任限定契約の締結 善意無重過失 損害が生じた場合、株主 総会における事後報告

<p>ずべき額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額及びその算定根拠 ・ 責任を免除すべき理由及び免除額 	<p>情を勘案して特に必要ありと認むるとき</p> <p>取締役会への議案提出につき監査役全員の同意</p> <p>決議後遅滞なく公告又は株主の通知</p> <p>少数株主（3%）の異議申立て決議無効</p>	
--	--	--

1-5-4 活用

役員にとっての免責制度の限界：

重過失の場合免責されない 事後的な紛争可能性

税引前報酬で計算されるため免責限度額は低くない。

ディスクロージャーの問題。（株主総会（商 266 条 8 項）、公告・通知（商 266 条 14 項）、株主総会（商 266 条 22 項））

1-6 責任軽減効果を有するその他の方法

1-6-1 訴訟上の和解

不当に取締役が有利な内容でなされる弊害防止：

訴え提起の公告または株主への通知（商 268 条 4 項）

会社が和解の当事者でない場合における和解内容の会社への通知・会社の異議（商 268 条 6 項 7 項・275 条ノ 4）（再訴禁止の効力が生じるための要件）

原告と被告取締役との共謀により会社の権利を詐害する目的の訴訟上の和解 再審事由に当たる瑕疵（商 268 条ノ 3 第 1 項）として和解の無効原因となる。

1-6-2 取締役の賠償責任保険

当該保険契約の保険料のうち、取締役が会社に対して負う賠償責任に関する部分を会社が支払えるか。

A：会社の損害賠償請求権の事前かつ一般的放棄に当たり違法

B：定款・総会決議で定めれば可能 報酬類似の色彩

C：当該保険の填補範囲に鑑みれば会社の利益になる支出であり当然に可能

会社役員賠償責任保険：

普通保険約款により、取締役が会社以外の第三者に対して負う賠償責任およびその争訟費用ならびに会社からの賠償請求に対し取締役が勝訴した事件の争訟費用の填補。

株主代表訴訟担保保険特約条項により、取締役が会社からの賠償請求に対し敗訴した場合の賠償責任および争訟費用の填補。

but 取締役が私的利益を得たことに起因する賠償責任、犯罪行為に起因する賠償責任等は填補されない。

2 第三者に対する責任

2-1 悪意・重過失による任務懈怠の責任

2-1-1 責任原因

第266条ノ3〔取締役の第三者に対する責任〕

取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

「取締役が悪意または重大な過失により会社に対する義務に違反し、よって第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係がある限り、会社が右任務懈怠の行為によって損害を被った結果として第三者に損害を生じた場合（間接損害）であると、直接第三者が損害を被った場合（直接損害）であるとを問うことなく、当該取締役が直接第三者に対し損害賠償の責めに任ずべきことを定めたもの」（最大判昭44・11・26）

会社の経済社会に占める地位および取締役の職務の重要性を考慮し、第三者保護の立場。

1. 中小の会社で会社が倒産した場合に、会社債権者が債権回収のため、取締役（名目的取締役や登記簿上の取締役を含む）を訴える形で広く使われる。

財務状況悪化時の取締役の義務：

会社債権者の損害拡大を阻止するため取締役には再建可能性・倒産処理等を検討すべき義務が善管注意義務として課されており、その任務懈怠が問題となる。

（裁判例は「（支払等ができないことを）容易に予見できる状況にありながら」取引したことが悪意・重過失と判示するが、それでは、何が会社に対する任務懈怠なのか理解できない。）

2. 第三者には株主も含まれるが、間接損害（保有株式の価値低下）の救済は、代表訴訟によるべきであり、株主を第三者とするこの損害賠償請求を認めるべきでない。（東京地判平成8・6・20）

but 取締役と支配株主とが一体である閉鎖会社の場合、少数株主への加害の救済を代表訴訟に限ると、加害が繰り返され実効的な救済にならない例が多い。

株主の被る間接損害につきこの損害賠償請求を認める余地はある。

ex. 利益相反取引により株主が被った損害（株主の配当請求権の侵害）（福岡地判昭和62・10・28）につき損害賠償請求を認めた裁判例

3. 明白な詐欺は、会社に対する任務懈怠の責任を課すより、取締役の不法行為と構成するのが適切。

2-1-2 責任を負う取締役

1. 名目的取締役

A 名目的取締役が業務執行を何ら監督（監視）しなかった点を重過失による任務懈怠として責任を認める。（最判昭和 48・5・22、最判昭和 55・3・18）

B 報酬も一切受けない等の名目的取締役には重過失による任務懈怠があるとはいえない。（仙台高判昭和 63・5・26）

中小企業の名目的取締役がたとえ監督（監視）義務を尽くしてもワンマン社長の業務執行を是正するのは不可能 任務懈怠と第三者の損害との間の因果関係を否定。（大阪地判 59・8・17、東京地判平成 6・7・25、東京地判平 8・6・19）

（ 中小企業において会社の業務にまったく関与せず単に員数合わせのため取締役として名義を貸した者に責任を認めることに慎重な傾向。）

2. 不実な登記上の取締役

取締役でないのに取締役として就任の登記をされた者が商法 14 条の類推適用により取締役でないことを善意の第三者に対抗できないときは、その登記簿上の取締役は当該第三者に対し商 266 条ノ 3 第 1 項の取締役としての責任を免れえない。（最判昭和 47・6・15）。取締役を辞任した者が、登記申請者である当該会社の代表者に対し辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることに明示の承諾を与えていた等の場合も同旨。（最判昭和 62・4・16）

3. 事実上の取締役

商法 266 条ノ 3 第 1 項は、取締役でなくても対外的にも対内的にも重要事項についての決定権を有する実質的経営者（事実上の代表取締役）に類推適用。（東京地判平成 2・9・3）

親会社の代表取締役であり、小規模会社の実質的所有者として、事実上、会社の業務を継続的に行い、会社を支配していた監査役は、代表取締役の業務執行について監視義務を負う。（京都地判平成 4・2・5）

2-1-3 損害賠償請求権の行使

消滅時効期間：10年

遅延損害金の利率：5分

賠償すべき損害額を算定するに当り、第三者にも過失があるときは、過失相殺をなし得る。

2-2 書類の虚偽記載・虚偽登記等の責任

株式会社の取締役が株式申込証の用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証・社債申込証・新株予約権付社債申込証の用紙、目論見書もしくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がなされた場合の当該電磁的記録、もしくは計算書類とその附属明細書に記載・記録すべき重要な事項につき虚偽の記載・記録をし、または、虚偽の登記・公告をしたときは、その記載・記録または登記・公告をなすにつき注意を怠らなかつたことを証明しない限り、第3者に対して連帯して損害賠償する責任を負う。(商 266 条ノ3 第2 項)

(情報開示の重要性およびその虚偽の場合の危険性から、過失責任について証明責任の転換がなされている。)

1 . 「虚偽」には、必要事項の不記載・不記録も含まれる。

2 . 因果関係

虚偽の情報開示と第3者の損害との間の因果関係を立証する必要。

b u t 厳密な因果関係(第3者が虚偽情報を信頼したことおよびその信頼が取引の原因となったこと)の証明を要求されると責任規定の存在が無意味になる。

A 会社振り出しの約束手形を割り引く際に手形の経済価値の判定のため会社四季報の当該会社に関する記載を閲読した者は、虚偽記載のある書類を信頼して会社と直接の取引関係に入ったわけではないから規定の保護範囲外。(名古屋高判昭和 58・7・1)

v s . 虚偽情報が種々の媒体を通じて拡散し第3者の損害を惹起することは当然取締役が予想すべき事態であるから、因果関係が認められる限り、手形割引業者等にも保護を否定すべき理由はない。

虚偽記載のある書類に依拠した興信所の調査報告書を信頼した場合に因果関係を認めた例。(横浜地判平成 11・6・24)

取締役の(会社に対する)注意義務

1 取締役の一般的な義務・・・善管注意義務

1-1 概要

株式会社とその取締役との関係は委任に関する規定に従う(商 254 条 3 項)

善良な管理者としての注意義務(受任者のような職業・地位にある者に対して一般に期待される水準の注意義務)を負う。(民 644 条)

第254条ノ3 [取締役の忠実義務]

取締役ハ法令及定款ノ定並ニ總會ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

A (判例): この忠実義務は「商法 254 条 3 項、民法 644 条に定める善管義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであつて、・・・通常の委任関係に伴う善管義務とは別個の、高度な義務を規定したものと解することができない。」(最判昭和 45・6・24)

B: 善管義務は、取締役が職務の執行にあたって尽くすべき注意の程度に関するものであるが、忠実義務は、取締役がその地位を利用し会社の利益を義性にして私益を図ってはならないという義務。忠実義務に違反する場合は無過失責任。

but 結論は概ね重なる。

- 受任者が委任者の利益を優先させるべきことは当然であり、善管義務はその内容も含んでいる。
- 取締役が会社の利益と衝突する関係に身を置き、私益を優先させたときに、過失がないことは考えられない。

1-2 監視義務

代表取締役はもちろん一般の取締役も、他の代表取締役または取締役の行為が法令・定款を遵守し適法かつ適正になされていることを監視する義務を負う。

「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適性に行なわれるようにする職務を有する」(最判昭和 48・5・22)

1-3 リスク管理体制の構築義務

規模がある程度以上の会社になると、健全な会社経営のために会社が営む事業の規模・特性等に応じたリスク管理体制(内部統制システム)を整備する必要がある。(コンプライアンス=法令遵守体制の整備を含む。)

リスク管理体制の大綱は取締役会で決定し(商 260 条 2 項)、代表取締役は、社内の各部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき義務を負う。

取締役は、取締役会の構成員として、また代表取締役または業務担当取締役として、

リスク管理体制を構築すべき義務、及び

代表取締役と業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務

を負う。

大和銀行事件（大阪地判平 12・9・20）

「1 リスク管理

健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから（商法二六〇条二項）、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。監査役は、商法特例法二二条一項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすものと言うべきである。

もっとも、整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、様々な金融不祥事を踏まえ、金融機関が、その業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でないと言うべきである。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられていることに留意しなければならない。」

利益供与をめぐる神戸製鋼の株主代表訴訟での神戸地裁の所見

「企業のトップとしての地位にありながら、内部統制システムの構築等を行わないで放置してきた代表取締役が、社内においてなされた違法行為について、これを知らなかったという弁明をするだけでその責任を免れることができるとするのは相当でない」

1-4 経営判断の原則

1-4-1 一般

取締役の業務執行に係る決定については、会社の業務執行のあり方に鑑み、その決定が慎重に行われ、かつ、決定内容が特に不相当と認められるものでないときは、それを行った

取締役が善管注意義務の違反があったものとしてその責任を問わないものとする。

近時の判例：

- (1) 取締役が会社の経営上広範な裁量権を有するものとした上で、問題の経営判断が企業人として許容される裁量の範囲を逸脱するものでなかったかどうかを問題とする。
- (2) 取締役が行った経営判断が許容される裁量の範囲を逸脱していたか否かは、通常の企業経営者を基準に判定。
- (3) 経営判断をした取締役に善管注意義務の違反がないと言えるためには、経営判断の前提となった事実の認識に不注意による誤りがなく、かつ経営判断の意思決定に著しい不合理・不適切なものがないことを要求。

経営判断の「前提となった事実認識に不注意な誤りがあり又は意思決定の過程が著しく不合理であったと認められる場合」取締役に善管注意義務の違反があったことになる。(東京地判平成 5・9・16 (野村証券損失補填株主代表訴訟))

経営判断の「前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがなく、意思決定の過程の内容が企業経営者としてとくに不合理・不適切なものといえない限り」、取締役としての善管注意義務の違反はない。(東京地判平成 8・2・8 (セメダイン事件))

法令・定款違反については経営判断の原則は妥当しない。

(法令・定款に違反する裁量はない)

「取締役に對し、過去の経営上の措置が善管注意義務及び忠実義務に違背するとしてその責任を追及するためには、その経営上の措置を執った時点において、取締役の判断の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあったか、あるいは、その意思決定の過程、内容が企業経営者として特に不合理、不適切なものであったことを要するものと解するのが相当である。もっとも、このように、取締役に広い裁量を与えられているが、前判示のとおり、取締役は、会社経営を行うに当たり、外国法令を含む法令を遵守することが求められているのであり、取締役に与えられた裁量も法令に違反しない限りにおいてのものであって、取締役に對し、外国法令を含む法令に遵うか否かの裁量を与えられているものではない。」(大和銀行事件 (大阪地判平 12・9・20))

1-4-2 経営判断の過程と内容

(文献：「経営判断の原則」神崎克郎 「企業の健全性確保と取締役の責任」有斐閣 p 193 ~)

2種類の判例：

- (1) 経営判断の過程を中心に審査するもの

福岡県魚市場事件（福岡高判昭和 55・10・8）

取締役が子会社に対する融資の継続といった行為に出る前に、会社の調査室に対応策の立案を指示し、調査室から提出された積極案及び消極案を検討した上で、営業部門の意見を斟酌して決断 「企業人としてそれなりの合理的選択の範囲を外れたものとは認め難い」

セメダイン事件（東京地判平成 8・2・8）

取締役がメイン・バンク、関係商社及び大株主の意見を参酌し、在日米国人弁護士及び海外事業コンサルタントの助言を得て決定に及んだという経営判断の過程が認定され、説示されている。

(2) 経営判断の内容を中心に審査するもの

日本サンライズ事件（東京地判平成 5・9・21）

取締役のなした行為の内容が会社の規模、事業の性質、収益の状況等の関係で審査され、「経営者に許された合理的裁量の範囲を超えるもの」と結論された。

いなげや事件（東京地決平成 8・6・4）

決定理由において、もっぱら取締役の行った経営判断の内容の相当性に係る諸状況が検討され、取締役が決断をする前にどのような情報収集に努めたか、どのような手続において検討したか名度の経営判断の過程に係る状況は問題とされていない。

経営判断の過程については、取締役が問題の経営判断に係る状況を的確に理解するのに必要な情報を入手するのに必要な手続きを十分に踏んだかどうか、問題の経営判断について慎重に検討したかどうかを厳重に審査すべき。

どのような情報収集の努力をすべきか、経営判断の決定のためいかなる検討・熟慮の手続きを踏むべきかは、問題の経営判断の重要性、時間的な余裕、社内スタッフ能力への信頼性等を総合的に判定して決められるべき。

経営判断の内容に関しては、特に不合理・不適切であるか否かを審査。

企業経営について広範な裁量権が認められ、経営判断には企業経営者としての総合的・専門的判断能力を必要とする。

1-4-3 米国のビジネスジャッジメントルール

アメリカ法律協会 コーポレートガバナンス原則：分析と推奨

ALI 4.01 取締役及び役員¹の善管注意義務；経営判断の原則

(c) 取締役又は役員が

- (1) 経営判断の対象に利害を有さず（ 忠実義務違反の場合は適用なし）
- (2) 取締役又は役員が当該状況において合理的に適切であると信じる程度に経営判断の対象に関して情報を与えられており、
- (3) その経営判断が会社にとって最善であると合理的に信じる場合、
誠実に経営判断を行う取締役又は役員は本章における義務を履行する。
（ 判断内容の合理性については判断されない。）

ALI 4.01 Duty of Care of Directors and Officers; the Business Judgment Rule

(c) A director or officer who makes a business judgment in good faith fulfills the duty under this Section if the director or officer:

- (1) is not interested [s 1.23] in the subject of the business judgment;
- (2) is INFORMED with respect to the subject of the business judgment to the extent the director or officer reasonably believes to be appropriate under the circumstances; and
- (3) rationally believes that the business judgment is in the best interest of the corporation.

2 会社と取締役の利益相反行為の規制

2-1 競業取引

「取締役が自己又は第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引ヲ為スニハ取締役会ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示シ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス」(商264条1項)

競業取引を行う場合、当該取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を得る必要。(264条1項)

取締役が自己または第三者の利益のために会社の営業の部類に属する取引を自由にできるとすると、会社の取引先を奪うなど会社の利益を害するおそれ大きい。

義務違反の場合

損害賠償責任(266条1項5号4項)

1年以内であれば介入権の行使(264条3項、4項)

取締役解任の正当事由(257条)

- (1) 規制される取引範囲：自己または第三者のために（＝計算において）会社の営業の部類に属する取引をすること
 - ・ 同種の営業を目的とする会社の取締役になること自体は、代表取締役にならなければ規制対象外。
 - ・ 会社の機会を奪う行為は、競業をしない限り264条の対象とならない。

b u t 一般的な忠実義務違反（254条ノ3）になり得る。

取締役の影響力を行使して従業員の引抜きをした場合に、忠実義務違反を理由に商法266条1項5号に基づく損害賠償責任を認めた事例。（東京高判平成1・10・26）

- (2) 取締役会の承認を受けるための事実の開示と報告義務。（264条1項2項）
- (3) 損害賠償請求権について、競業取引により取締役または第三者が得た利益の額を会社が受けた損害の額と推定。（266条4項）
- (4) 取締役会の承認を受けて競業取引をした場合、その結果会社に損害が生じても当然には損害賠償責任は生じない。b u t 善管注意義務違反等がある場合には損害賠償責任が生じる。（266条5項）
- (5) グループ内での競業は利害対立がなければ264条の取締役会決議は不要。（大阪地判昭和58・5・11）
- (6) 介入権の行使は、それによって取締役がその取引により取得した所有権その他の物権が当然に会社に移転する物権的効力があるわけではない。（最判昭和24・6・4）

2-2 利益相反取引

「取締役ガ会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲受ケ会社ニ対シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲渡シ会社ヨリ金銭ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引（直接取引）ヲ為スニハ取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

会社ガ取締役ノ債務ヲ保証シ其ノ他取締役以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト取締役トノ利益相反スル取引（間接取引）ヲ為ストキ亦同ジ」（商265条1項）

直接取引：

取締役がみずから当事者としてまたは他人の代理人・代表者として会社と取引する場合（会社から財産を譲受け、金銭の貸付を受け、会社に財産を譲渡する等）その取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を得る必要。（商265条1項前段）

間接取引：

会社・取引間の取引（直接取引）でなくても、会社が取締役の債務につき保証や債務引受をする場合等（間接取引）の場合も同様。（商265条1項後段）

尚、利益相反取引についての報告（商265条3項 264条2項）

- (1) 裁量により会社の利益を害するおそれがない行為（e x . 普通取引約款による運送契約・預金契約や債務の履行、相殺）は含まれない。
- (2) 手形行為は265条1項の取引にあたる。（原因関係におけるとは別個の新たな債務の負担であり、一層厳格な支払義務。）

- (3) 取締役が会社の全株式を所有し（1人会社）、会社の営業が実質上その取締役の個人経営のものにすぎないとき（最判昭和 45・8・20）、取締役と会社間の取引につき株主全員の合意があるとき（最判昭和 49・9・26）は、取締役会の承認不要。
- (4) 265 条 1 項違反の取引は無効であるが、取締役の側からは無効を主張できない。（会社の利益を保護する趣旨。）会社が第3者に対して無効を主張するには、その者の悪意（取締役会の承認を得ていないこと）を立証しなくてはならない。
- (5) 商法 265 条に違反する利益相反取引により会社に損害が生じた場合、その取締役・代表取締役は会社に対して損害賠償責任を負う（266 条 1 項 5 号）。取締役会の承認を得た場合でも損害賠償責任が生じることがある。（266 条 1 項 3 号 4 号）

コンプライアンス（法令遵守）

1 コンプライアンスの必要性

1. 法的側面

取締役は自ら違法行為を行わない義務があるのはもちろん、法令遵守に向けた内部統制システムを整備する義務を有する。（上記 1-3）

2. ビジネス的側面

社会から信頼を失うことのダメージ。（ex. 食中毒事件・牛肉偽装事件）

3. 違法行為による繁栄は長続きしない。（因果応報）

2 米国の制度

- 取締役は、「上級経営陣及び取締役会自身に、法律遵守及びその業績に関して判断を行うのに十分かつ正確な情報を適時に提供するために合理的に設計された情報及び報告システムを確保する義務を有する。」（In re Caremark International Inc. derivative litigation 698A.2d 959.(Del. Ch. 1996)（Corporate directors have a duty to assure “that information and reporting systems exist in the organization that are reasonably designed to provide to senior management and to the board itself timely, accurate information sufficient to allow management and the board, each within its scope, to reach informed judgments concerning both the corporation’s compliance with law and its business performance.”））
- 米国連邦量刑委員会(U.S. Sentencing Commission)の量刑ガイドライン(Sentencing Guideline)に規定される、「法違反を防止し探知するための効果的プログラム（effective program to prevent and detect violations of law）」であるために要請される最低限の要件。

合理的に違法行為を削減し得る遵守基準及び手続の策定。

トップレベルの人員が遵守の監督を所管する。

違法行為を行う傾向のある人物に実質的な裁量を与えない。

訓練プログラムへの参加や説明の配布等により、基準と手続を全従業員に認知させる。

監査システムや報告システム等を通じて遵守を図る。

合理的な制裁システムによる、一貫した基準の実施。

システムの修正等を通じての再発防止。

3 具体的手順

3-1 基本的な考え方

- コンプライアンスは経営判断の問題ではない。経営判断に優先するとの全社的な認識の必要性。（法令を遵守するかどうかの裁量はない。）
- 何が法律に違反するかを認識することが出発点 行動規範の策定
- 担当者（コンプライアンス・オフィサー）の立場と権限は、コンプライアンス実現のために十分なものである必要。
- コンプライアンスに関する情報が集まるシステムの構築。
- システムは完全であり得ない 継続的なシステムの見直し。

3-2 行動規範の策定

1. ビジネス倫理規定を含む行動規範の策定

（刑事・民事の）法的責任を問われる可能性のある行為をわかりやすく列挙。

法務部または顧問弁護士が会社の各部門をインタビューし、また同業他社で起こった事件等も参考にして、各事業について法的問題が生じる行為をまとめる。

2. その全従業員への配布と内容の周知徹底

3-3 担当者（コンプライアンス・オフィサー）

法規遵守を所管するコンプライアンス・オフィサーをおく。

その立場と権限は、コンプライアンス実現に十分なものである必要。

- 独立性及び非従属性
- 情報アクセス権

職務：

必要に応じて弁護士・会計士等をスタッフとして利用しながらコンプライアンス上の問題点を発見する。

コンプライアンスに関する従業員への教育等。

コンプライアンスに関する情報収集システムや懲戒システムの整備・運用。

3-4 コンプライアンスに関する情報提供システム

従業員等が積極的に情報を提供する環境の創設。

トップから全従業員への情報提供の呼びかけ。

ホットラインの設置

名称（×内部告発ホットライン コンプライアンス改善ホットライン）

匿名性

等

3-5 システムの継続的な改善

- システムは完全であり得ない。
- 法改正による行動規範の改定。

継続的なシステムの見直し。

まとめ

- 取締役及び取締役会自身の法令遵守。
- コンプライアンスシステムを含むリスク管理体制の整備。
- 継続的なシステムの見直し。

- 経営判断における手続の適正性の確保。